

鏡原中学校いじめ防止基本方針

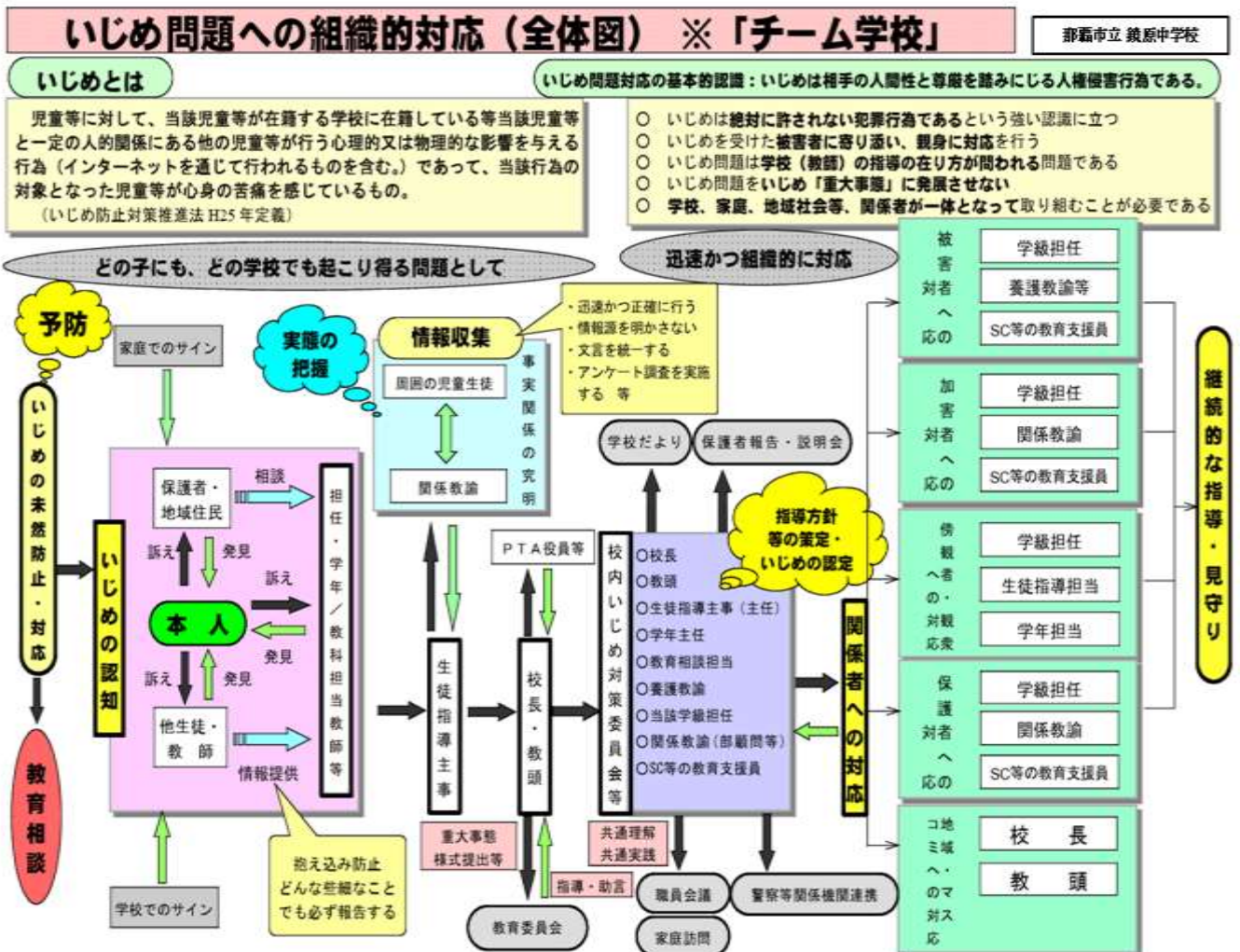
令和6年度

1 基本的な考え方（基本理念）

教職員一人一人が「いじめは絶対に許さない」の考えのもと、「いじめ」についての認識を深め、組織で「いじめ」への適切な対応を行うとともに、生徒自ら「いじめ」を解決する力を身に付けるための指導のあり方等について理解し、それらに基づいた着実な実践に取り組む。

【未然防止：いじめを許さない学校づくり】

- 生徒理解を深め、生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と生徒間の信頼関係づくりや生徒相互の人間関係づくりに努めることが重要である。
- いじめを許さない雰囲気醸成する取組の充実。
- いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るよう努めることが重要である。
- いじている生徒に対しては、出席停止の措置を含め、毅然とした指導が必要である。
- いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。
- いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかない所での陰湿ないじめが続いていることが少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払い見守っていくことが必要である。



2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

3 いじめに対する基本的認識：【 いじめは相手の人間性と尊厳を踏みにじる人権侵害行為 】

- いじめは絶対に許されない犯罪行為であるという強い認識に立つこと
- いじめを受けた被害者に寄り添い、親身に対応を行う
- いじめ問題は学校（教師）の指導のあり方が問われる問題である
- いじめ問題をいじめ「重大事態」に発展させない
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要である

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

4 いじめの様態（例）

○肉体的苦痛を与えるもの

（例）殴る 蹴る 小突く 倒す つねる たたく ケンカをさせる 水をかける
画鋸を突き刺す 閉じ込める 等

○精神的苦痛を与えるもの

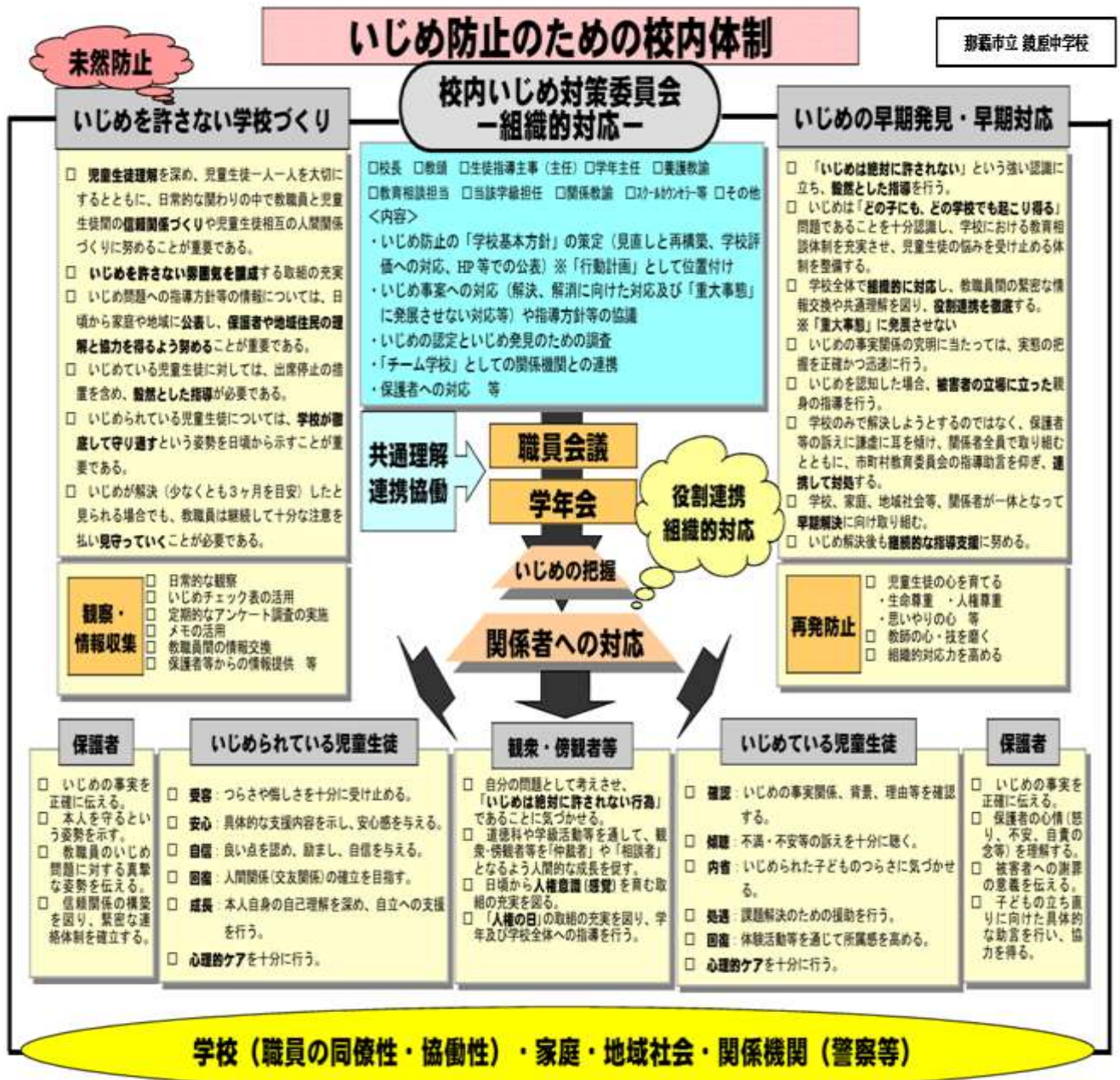
（例）
【無視】話しかけない 返事をしない等 【嫌がらせ】ものを隠す 壊す 冷やかす等
【言葉によるもの】相手の嫌がる言葉で攻撃（きもい、うざい、きしょい、デブ等）
【仲間はずれ】集団に入れない 暴言を吐く等

○犯罪行為

（例）金品の強要 万引きや窃盗の強要 暴力（殴る、蹴る等） ケガを負わせる等

○性的ないじめ

（例）服を脱がす 抱きつかせる 性的行為の強要等 身体に触れる等



(1) 校内いじめ問題対策委員会（兼生徒支援委員会）

校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・学年生徒指導担当・養護教諭・教育相談担当・関係教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、その他からなる、いじめ防止などの対策のための校内いじめ問題対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

※必ず議事録を残す。

（記録・・・通常開催時は各学年生徒指導担当交代制。臨時開催時・・・当該学年生徒指導担当）

〈内容〉

- いじめ防止の「学校基本方針」の策定
- いじめ事案への対応や指導方針等の協議
- いじめ認定といじめ発見のための調査
- 「チーム学校」としての関係機関との連携
- 保護者への対応 等

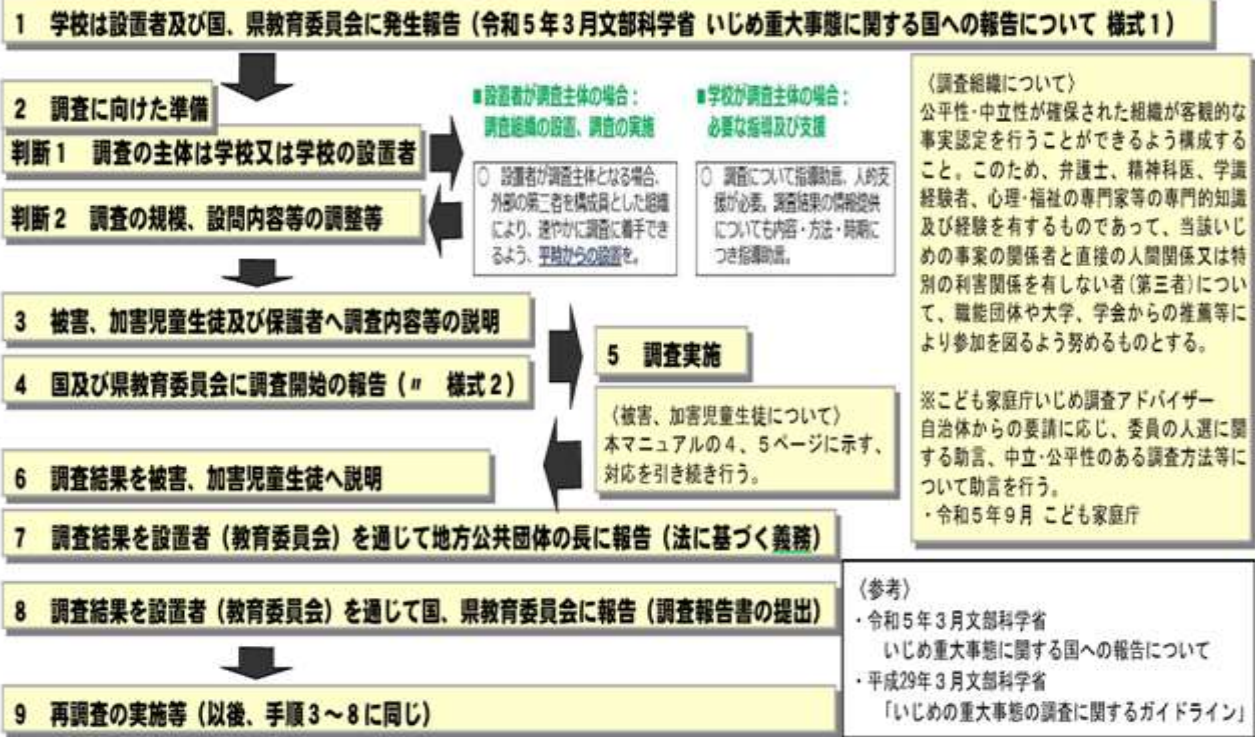
いじめの「重大事態」の対応

那覇市立 鏡原中学校

学校から設置者（教育委員会等）へ重大事態の発生報告 ⇒ 設置者から地方公共団体の長等へ報告（法に基づく義務）

- 「重大事態」の理解
- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
（生命心身財産重大事態「1号重大事態」） ※ 例：児童生徒が自殺を図った場合、身体に重大な被害を負った場合 等
 - いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校重大事態「2号重大事態」）
※「相当の期間」とは年間30日を目安。ただし、一定期間、連続して欠席している場合は、この目安に関わらず、迅速に調査に着手。
 - 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。
 - 設置者においては、重大事態が発生した場合、すぐに学校から教育委員会に報告がなされるよう、日頃から指導を行うこと。

いじめの「重大事態」の発生報告、調査の手順（概要） ※学校は「重大事態」として判断後、自殺等重大事態の場合は当日又は翌日中に、不登校重大事態の場合は7日以内に発生報告



(1) 重大事態への定義

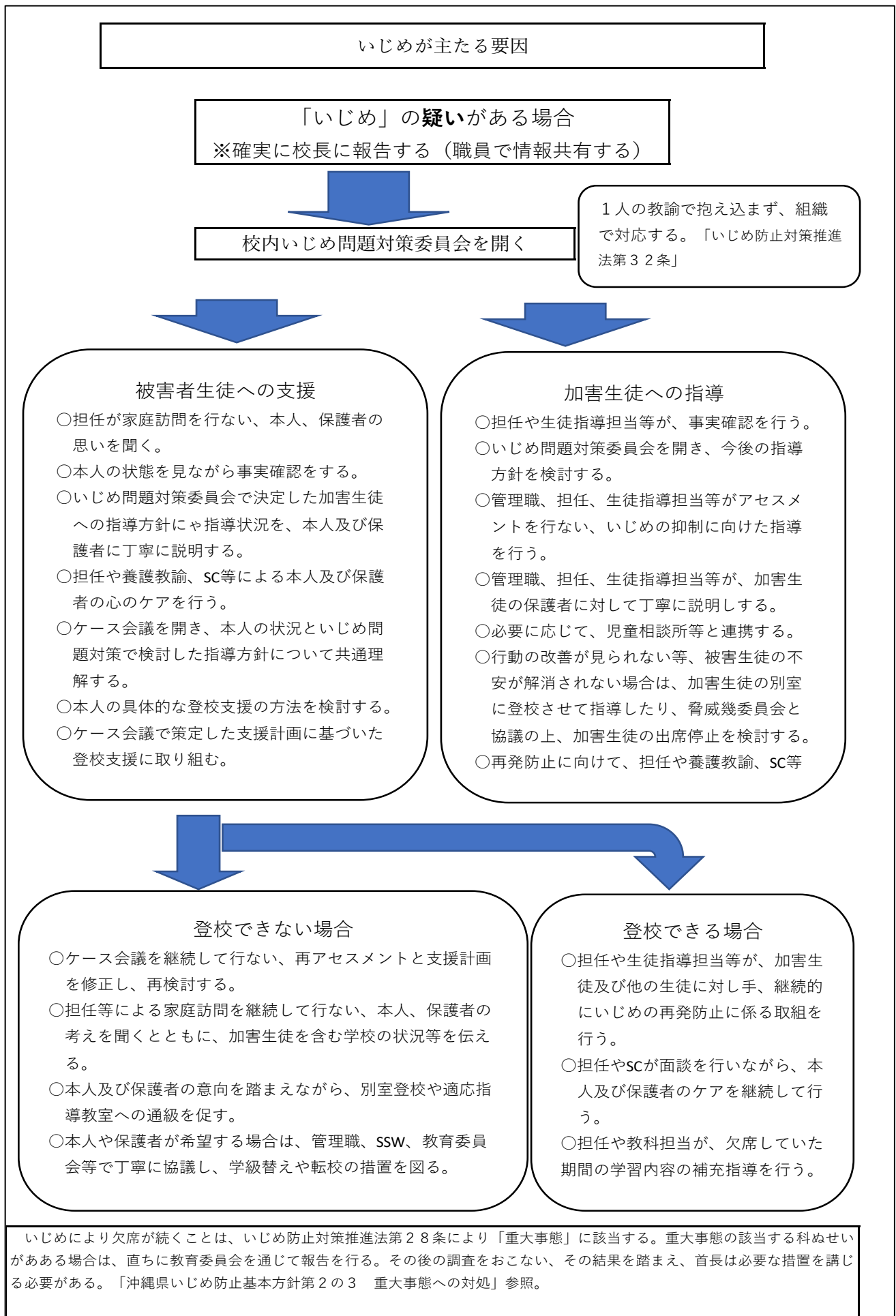
- ①いじめにより生徒などの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- ③生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合。

（「いじめ防止対策推進法」より）

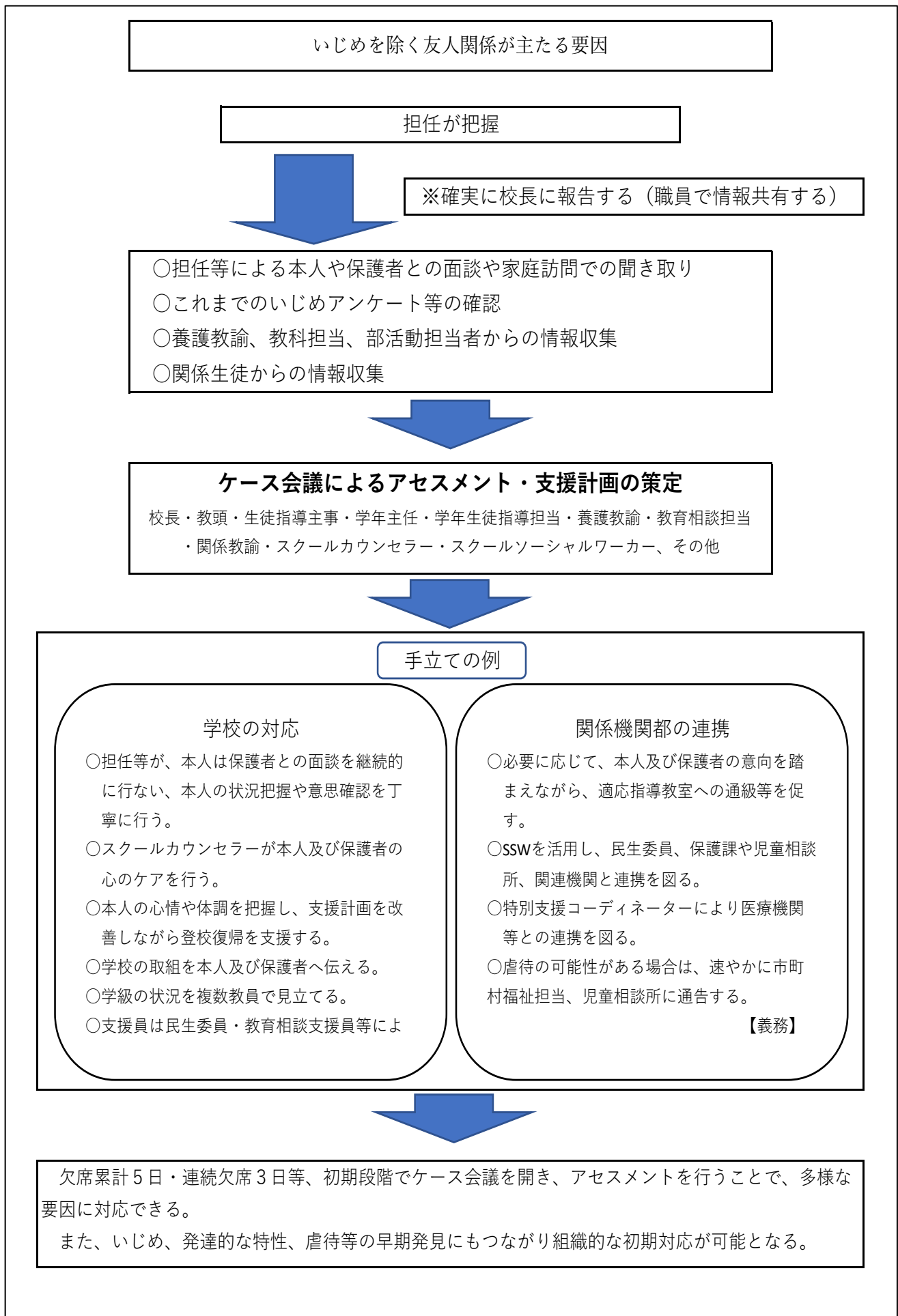
(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 具体的な対応例

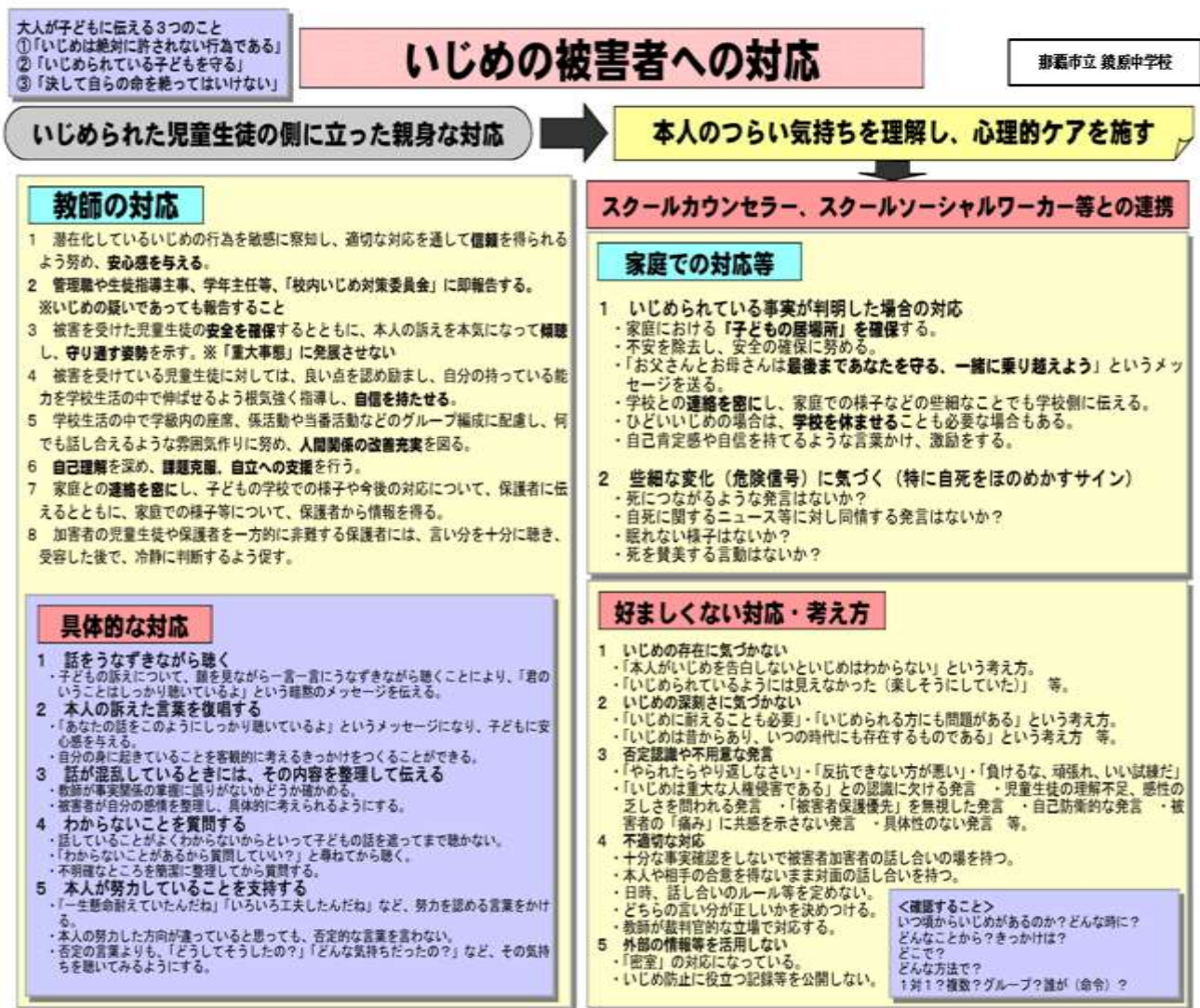


(3) 具体的な対応例



7 「いじめに対する措置」について

(1) いじめ被害者への対応



【家庭での対応として】

- 1 いじめられている事実が判明した場合の対応
 - 家庭における「子どもの居場所」を確保する。
 - 不安を除去し、安全の確保に努める。
 - 「お父さんとお母さんは最後まであなたを守る、一緒に乗り越えよう」というメッセージを送る。
 - 学校との連絡を密にし、家庭での様子などの些細なことでも学校側に伝える。
 - ひどいいじめの場合は、学校を休ませることが必要な場合もある。
 - 自己肯定感や自信を持てるような言葉かけ、激励をする。

- 2 些細な変化（危険信号）に気づく（特に自殺のサイン）
 - 死につながるような発言はないか？
 - 自殺のニュースなどに対し同情する発言はないか？
 - 眠れない様子はないか？
 - 死を賛美する言動はないか？

(2) いじめ加害者への対応

那覇市立 鏡原中学校

いじめの加害者への対応

いじめは「人権侵害行為」である

「いじめは絶対に許されない行為である」との認識に立った毅然とした指導

基本的な姿勢

その場の指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで継続的に指導する。

- 1 いじめは人権侵害行為であり、絶対に許すことのできない行為であることを認識させる。
- 2 差別的なものの見方や偏見に気づかせたり、豊かな人間関係の重要性に気づかせたり等、いじめを許さない雰囲気を作成する。
- 3 励まし合い、助け合いによって、よりよい集団を作ろうとする意欲を持たせる。
- 4 加害児童生徒との信頼関係の構築を図り、本人自らの力で問題の解決を図れるよう支援する。
- 5 教師は、どの児童生徒も自らの行為を反省し、正しく生きようとする力が備わっているという認識を持ち、指導にあたる。

いじめの事実関係を把握することはもとより、いじめの動機や背景等について、**共感的に理解するとともに、いじめた児童生徒の心の内面を理解するよう努める。**
 ※**心理的ケアを十分に行う**

教師の対応（一人で「抱え込まない」、校内組織に相談する）

- 1 いじめを**完全にやめさせる**という姿勢で臨む。
- 2 いじめ問題について、職員間で**役割連携し、組織的に取り組む**。
- 3 いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な**情報を収集、メモを取る**。
 ・何が合ったのか？ ・どんなことから？ ・いつ頃からか？ ・どこで？
 ・どんな気持ち？ ・どんな方法で？ ・誰が（命令）したのか？ ・複数？ 等。
- 4 不満・不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめられた児童生徒の立場になってよく考えさせ、自分がやったことの**重大さに気づかせる**。
- 5 相手に与えた苦しみ、痛みを**気づかせる**。
- 6 **課題解決のための支援**を行い、自分自身の力で**解決する方法**を考えさせ努力させる。
- 7 学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせるとともに、教師との**信頼関係を構築する**。
- 8 場合によっては、**出席停止等の措置**も含め、**毅然とした指導**を行う。
- 9 必要な場合は、**警察等関係機関と連携**し対応する。

対応のポイント

「事実をしっかり認めさせる」

「決して言い逃れはさせない」

「きちんと謝罪をさせる」

「それ以上罰しない」

「今まで以上に関わりをもつ」

好ましくない対応

- 1 **権威的な指導**
 ・学級等みんなの前でいじめた児童生徒を非難する。
 ・体罰を行う。
 ・子どもの人格を否定するような発言をする。
 ・命令口調で対応する。
 ・過去を引き合いに出す。
 ・追い詰めたり、問い詰めたりする。
 ・兄弟姉妹と比較する。
- 2 **基本認識を誤った指導**
 ・何もかも「いじめ」と決めつける。
 ・教師の価値観や体裁のみでいじめかどうかを判断する。

保護者への対応

連携・協力、毅然とした姿勢

- 1 **保護者の心情を理解する**
 ・保護者の心理…怒り、憤りなさ、自責の念、今後の不安 等。
 ・保護者も追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある。
 ・子どものよさを認め、保護者の苦勞も十分ねぎらいながら対応する。
- 2 **事実関係は正確に伝える**
 ・発言等に基づき、事実を正確に伝え、憶測で話さない。
 ・問題とは直接関係のないことまで話を広げない。
- 3 **学校の指導方針を示し、具体的な助言をする**
 ・被害者への謝罪、子どもへの対応方法などを保護者の意向を踏まえ助言する。
- 4 **教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示す**
 ・子どもが自分の「非」に気づき、改められるよう指導・支援する。

家庭での対応

- 1 **両親が一緒に叱責しない**
 ・それぞれの役割を確認し、連携して対処する。
- 2 **事実を聞き出す**
 ・どんな行動をしたのか？ ・その結果どうなったのか？
- 3 **徹底的にいじめを否定する**
 ・「いじめは絶対に許されない行為である、私も許さない」 ・「いじめられた子は苦しんでいる」 ・「あなたの気持ちはわかった、一緒に考えよう」 等。
- 4 **きちんと謝罪する**
 ・あらかじめ被害者とその保護者の意向を確認し、被害者の思いに沿った形で謝罪を行う。
- 5 **今まで以上に子どもとの関わりを多く持つ**

① 基本的な姿勢

- ア その場指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで継続的に指導する。
- イ いじめの事実関係を把握することはもとより、いじめの動機や背景などについて、共感的に理解するとともに、いじめた生徒の心の内面を理解するように努める。
→心理的ケアを十分に行う。
- 1 「いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為である」ことを厳しく認識させる。
- 2 差別的なものの見方や偏見に気づかせたり、豊かな人間関係の重要さに気づかせたりなど、いじめを許さない雰囲気醸成する。
- 3 励まし合い、助け合いによって、よりよい集団を作ろうとする意欲を持たせる。
- 4 加害生徒との信頼関係の構築を図り、本人自らの力で問題の解決を図れるよう支援する。
- 5 教師は、どの生徒も自らの行為を反省し、新しく生きようとする力が備わっているという認識を持ち指導にあたる。

②教師の対応

- ア いじめを完全にやめさせる。
- イ いじめ問題について、職員間で役割連携し、組織的に取り組む。
- ウ いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集する。
何があったのか？・どんなことから？・いつ頃からか？・どこで？・どんな気持ち？
どんな方法で？・誰が（命令）したのか？・複数？など。
- エ 不満・不安などの訴えを十分に聴くとともに、いじめられた生徒の身になってよく考えさせ、自分がやったことの重大さに気づかせる。
- オ 相手に与えた苦しみ、痛みについて気づかせる。
- カ 課題解決のための支援を行い、自分自身の力で解決する方法を考えさせ、努力させる。
- キ 学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせる。
- ク 場合によっては、出席停止などの措置も含め、毅然とした指導を行う。
- ケ 必要な場合は、警察など関係機関と連携し対応する。

【対応のポイント】

- ①「事実はしっかり認めさせる」
- ②「決して言い逃れはさせない」
- ③「お互いが納得の上謝罪させる」
- ④「それ以上罰しない」
- ⑤「今まで以上に関わりを持つ」

③保護者への対応

- ア 保護者の心情を理解する
 - 保護者の倫理（怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安など）。
 - 保護者も追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある。
 - 子どものよさを認め、親の苦労も十分にねぎらいながら対応する。
- イ 事実関係は正確に伝える
 - 憶測で話をしない。
 - 問題とは直接関係のないことまで話を広げない。

ウ 学校の指導方針を示し、具体的な助言をする。

○被害者への謝罪、生徒への対応方法などを保護者の意向を踏まえ助言する。

エ 教師と保護者がともに子どもを育てるという姿勢を示す

○子どもが自分の「非」に気づき、改められるよう指導・支援する。

【家庭への支援】

- 1 両親と一緒に叱責しない・・・それぞれの役割を確認し、連携して対処する。
- 2 事実を聞き出す・・・どんな行動をしたのか？その結果どうなったのか？
- 3 徹底的にいじめを否定する
 - 「いじめは人間として許されない行動である、私も許さない」
 - 「いじめられた子は苦しんでいる」
 - 「お前の気持ちはわかった、一緒に考えよう」など
- 4 きちんと謝罪する
 - あらかじめ被害者とその保護者の意向を確認し、被害者側の思いに沿った形で謝罪を行う。
- 5 今まで以上に子どもとの関わりを多く持つ

(3) いじめの観衆・傍観者等への対応

いじめの観衆・傍観者等への対応といじめを許さない雰囲気醸成

郡山市立 義隆中学校

観衆・傍観者も加害者と変わらない

いじめはみんなの問題

「いじめを許さない」毅然とした姿勢

いじめの観衆

→ いじめを強化する存在

→ 自分は直接いじめを行わないが、はやし立てたり面白がりして見ている者

<背景>

- いじめの犠牲を恐れている。
- 仲間はずれにされたくない。
- いじめがおもしろい。
- 被害者への不快感がある。

積極的な関係者
自己防衛的な同調者

いじめの傍観者

→ いじめに対し、制止することはせず、見て見ぬふりで、周辺で暗黙の了解を与えている者

<背景>

- 「次は自分がいじめられる」との葛藤がある。
- 正義感はあるが、いじめへの抑止力はない。
- 自分の関心をもつものにしか気が向かず、人との関わりに関心である。
- 周りがどうであれ、我関せずの姿勢である。

葛藤のある者
無関心な者

<はやし立てる児童生徒>

- はやし立てることなどは、いじめの行為と同じであることを理解させる。
- 被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気づかせる。

<見て見ぬふりの児童生徒>

- いじめは他人事でないことを理解させる。
- いじめを知らせる勇気を持たせる。
- 傍観は、いじめの行為への加担と同じであることに気づかせる。

<学級全体への指導→問題解決能力の育成>

- 「いじめは許さない」という断固たる教師の姿勢を示す。
- いじめについて、話し合いなどを通して、自分たちの問題として考えさせる。
- 傍観等の意味を考え、人権意識の芽を育てる。
- 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- 授業における「生徒指導の4つのポイント」の実践、道徳教育の充実を図る。
- 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- 「魅力ある学校づくり」に向け、児童生徒による自治的な活動を展開し、学校、学級の支持的風土を醸成するとともに、連帯感を高める。
- 児童生徒一人一人が活躍できる場を意図的、計画的に設定する。

日々の教育活動において ~生徒指導の4つのポイントの実践~

① 自己存在感の感受 ② 共感的な人間関係の育成 ③ 自己決定の場の提供 ④ 安全・安心な風土の醸成

- 1 「チームとしての学校」の視点から、教職員と専門知識を持つ各種支援員等との連携協働に努める。
- 2 主体的・対話的で深い学びの基礎となる支持的風土のある学級経営の充実に努める。
- 3 児童生徒の自己指導能力の育成に努める。(特別支援教育の視点も踏まえる)
- ア 自己存在感の感受 イ 共感的な人間関係の育成
- ウ 自己決定の場の提供 エ 安全・安心な風土の醸成
- 3 学びに向かう集団づくりを進めるために、学級活動や児童会・生徒会活動等の充実に努める。
- 5 「学校いじめ防止基本方針」を軸とした、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組の充実に努める。
- 6 警察や児童相談所等の関係機関と連携・協働し、事件・事故の未然防止や虐待等の早期発見、早期対応に向けた取組の充実に努める。

支持的風土の4つのポイント

自立	自分のよさを生かした目標設定 自分のよさ、努力、成長の内省	目的意識 メタ認知力
承認	教師・友達・保護者からの承認・勇気づけ 努力や成長、貢献を見取り、伝える	自己肯定感 自己理解
所属	役割・つなぐの「しかけ」(絆づくり) 他者貢献、自治的な活動ができる機会	主体性 協働性
安心	帰属意識の醸成(居場所づくり) きまぐれ、何のためにあるのかを考える	規範意識

学級・学年・学校の状況を、定期PDCAで更新していく

★児童生徒が中心となった自治的活動の推進

【課題】学校では、
① 教師主体の児童会・生徒会活動に留まっている
② 児童生徒の主体的活動になっていない
③ 自治活動・行事を通して子供に何を身に付けさせますか？

■ 学級活動と連動した児童会・生徒会活動を実施せよ！
○ 児童会・生徒会活動の取組を各学級の総会に活動と連動させる
⇒ 児童生徒の主体的活動への意欲を高め、問題解決能力を高める
○ 高学年での交流活動の実施
⇒ 自己責任感、自己肯定感が育ち、学級全体の支持的風土を醸成
○ 学校行事への参加
⇒ 集団への帰属感や連帯感を高め、自治の意識を育む

主眼的に取り組む協働的な活動の推進にあたって、教職員は、その場の「場づくり」「機会を提供」を行う、いわば無子の後援に努めましょう！

令和5年3月 学校教育における指導の努力点「6生徒指導の充実」(抜粋)

令和2年3月 不登校児童生徒への支援の手引き(抜粋)

令和5年 魅力ある学校づくりアクションプラン(抜粋)

(4) ネット上のいじめへの対応

ネットいじめ・SNS等での誹謗中傷等への対応

那覇市立 鏡原中学校

～誹謗中傷メッセージや画像等の削除は早急に対応！～

第1段階 電話相談

警察相談専用電話・・・電話 #9110


子どもの人権110番・・・電話 0120-007-110

sorae (ソラエ) ※平日のみ・・・電話 098-943-5335

第2段階 削除等の対応方法及び相談

1 削除等の対応方法

「#NoHeartNoSNS (ハートがなげりゃ SNS じゃない!)」



【特設サイト】
<https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/>

2 削除等の相談

ネットの誹謗中傷ホットライン
<https://www.saferinternet.or.jp/bullying/>

インターネットホットラインセンター
<https://www.internethotline.jp/>

インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

解決策について相談したい 悩みや不安について話をしたい

違法有害物の被害情報、違法なわいせつ画像、児童ポルノ、爆発物・銃器等の製造、殺人や強盗等の犯行行為の誘発・仲介・誘引、自らの誘惑・勧誘などを通報したい

どうしたらよいか分からない ネット上の書き込み・画像等を削除したい 書き込んだ相手に損害賠償を求めたい 身の危険を感じている／脅迫されている/友人の被害、犯罪を求めたい

弁護士 または 司法書士

サイバー犯罪の被害相談、相談窓口 警察または居住地のサイバー犯罪相談窓口
www.npa.go.jp/cyber/soudan.html

違法有害情報 誹謗中傷相談センター (那覇市) www.ihaho.jp

人権相談 (那覇市) www.jinken.go.jp

プライバシーへの被害 誹謗中傷 ネットライン www.saferinternet.or.jp/ichikawa

セーフライン www.safe-line.jp

インターネット ネットライン (那覇市) www.internethotline.jp

① ネット上のいじめの特徴

- ア 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- イ インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ウ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- エ 保護者や教師などの身近な大人が子どものスマートフォンなどの利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネットいじめ」の実態の把握が難しい。

【ネット上のいじめの態様】

- 1 掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」
誹謗中傷の書き込み・個人情報の無断掲載・なりすましなど
- 2 SNS での「ネット上のいじめ」
誹謗中傷する SNS、メール・チェーンメール・なりすましメールなど
- 3 その他 (ロコミサイトやオンラインゲーム上のチャットでの誹謗中傷の書き込みなど)

② 掲示板などへの誹謗中傷などへの対応

ア ネットいじめの発見、生徒・保護者らからの相談

イ 書き込み内容の確認

○当該掲示板などのアドレスの確認と記録

○書き込み内容の保存（プリントアウト）

※スマートフォン等の場合は、スクリーンショットか画像をカメラで撮影するなど

ウ 掲示板などの管理者に削除依頼

○管理者への連絡方法（メール）の確認

○利用規約などを確認の上、削除依頼を実施。

※削除依頼は、学校などの公的なパソコンやメールアドレスを使用し、依頼者名などの個人情報に記載する必要はない。

(5) 掲示板などのプロバイダに削除依頼

○管理者に削除依頼しても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合などは、掲示板サービスを提供しているプロバイダへ削除依頼する。

※削除されない場合は、メール内容などを確認する。それでも削除されない場合は、法務局などに相談する。

③ 「ネット上のいじめ」が発見された場合の対応

1 生徒への対応

○被害生徒への対応

きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要である。

○加害生徒への対応

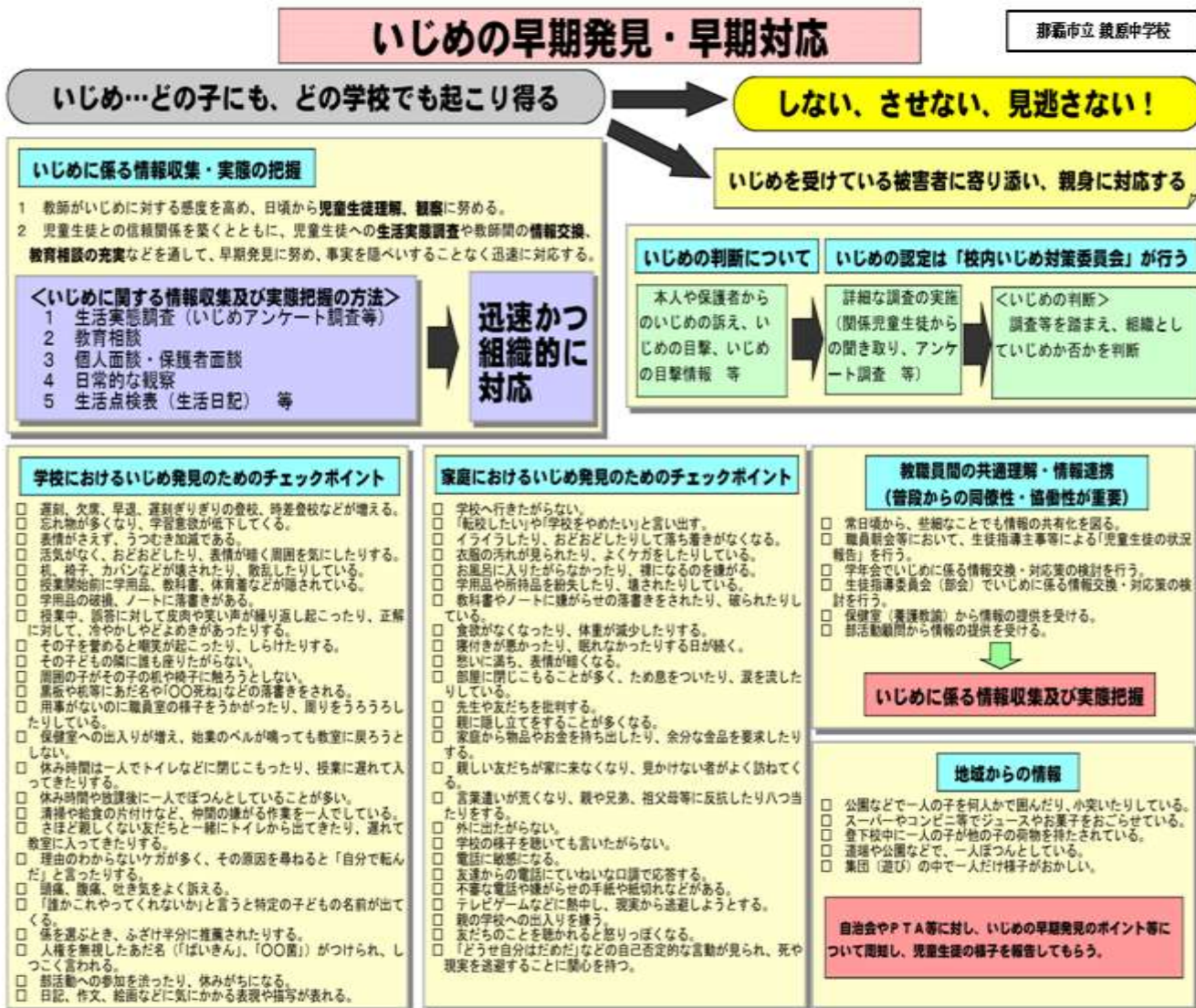
加害者自身がいじめにあっていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。

○全校生徒への対応

個別の事例に応じて十分な配慮のもとで、全校生徒への指導を行う。

2 保護者への対応

迅速に連絡し家庭訪問などを行うとともに、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。



学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校が増える。
- 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。
- 表情がさえず、うつむき加減である。
- 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
- 机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
- 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
- 学用品の破損、ノートに落書きがある。
- 授業中、回答に対して皮肉や笑い声が繰り返されたり、正解に対して、冷やかしたりよめきがあったりする。
- その子を誉めると嘲笑が起ったり、しられたりする。
- その子どもの隣に誰か座りたがらない。
- 周囲の子がその子の机や椅子に触ろうとしない。
- 黒板や机等にあだ名や「〇〇死ね」などの落書きをされる。
- 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろついたりしている。
- 保健室への出入りが増え、給食のべんが壊れても教室に戻ろうとしない。
- 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする。
- 休み時間や放課後に一人でぼんやりしていることが多い。
- 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
- さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
- 理由のわからないケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言ったりする。
- 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
- 「誰かこれやってくれないか」と言うとき特定の子どもの名前が出てくる。
- 袋を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。
- 人権を無視したあだ名（「ばいきん」、「〇〇菌」）がつけられ、しつこく言われる。
- 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
- 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。

家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 学校へ行きたがらない。
- 「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す。
- イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きなくなる。
- 衣服の汚れが見られたり、よくくたがしりしている。
- お風呂に入りがなくなったり、裸になるのを嫌がる。
- 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、眠れなかったりする日が続く。
- 怒りに落ち、表情が暗くなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- 先生や友だちを批判する。
- 親に隠して立てをすることが多くなる。
- 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したり八つ当たりをする。
- 外に出たがらない。
- 学校の様子を聞いても言いたがらない。
- 電話に敏感になる。
- 友達からの電話にいいいな口調で応答する。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 親の学校への出入りを嫌がる。
- 友だちのことを話されると怒りっぽくなる。
- 「どうせ自分は大した」などの自己肯定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに関心を持つ。

教職員間の共通理解・情報連携
(普段からの同僚性・協働性が重要)

- 常日頃から、些細なことでも情報の共有を図る。
- 職員懇話会等において、生徒指導主事等による「児童生徒の状況報告」を行う。
- 学年会でいじめに係る情報交換・対応策の検討を行う。
- 生徒指導委員会（部会）でいじめに係る情報交換・対応策の検討を行う。
- 保健室（養護教諭）から情報の提供を受ける。
- 部活動顧問から情報の提供を受ける。

いじめに係る情報収集及び実態把握

地域からの情報

- 公園などで一人の子を何人かて困んだり、小突いたりしている。
- スーパーやコンビニ等でジュースやお菓子をおもらせている。
- 登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている。
- 道端や公園などで、一人ぼんやりしている。
- 集団（遊び）の中で一人だけ様子がおかしい。

自治会やPTA等に対し、いじめの早期発見のポイント等について周知し、児童生徒の様子を報告してもらう。

(1) 教職員

- ① 教職員として、基本的資質、専門性の向上に努める。
 - ② 人権感覚を磨き、生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。
 - ③ 効果的な校内研修の方法を工夫する。
 - ④ 家庭・地域・関係機関と緊密に連携し、相互に補いながら、善悪の判断や社会生活の基本的なマナーなどを育むよう啓発を図る。
- 校長のリーダーシップのもと、全教職員が、生徒指導についての共通理解を図り、共通実践が行われている。
 - 教職員が、生徒の意見をきちんと受け止めて聞いている。
 - 教職員が、生徒に明るく丁寧な言葉で声をかけ、一人の人間として接している。
 - 教職員自らの言動が、生徒に与える影響の大きさを強く自覚している。

(2) 生徒の豊かな心と実践力の育成【道徳や特別活動】

- ① 道徳や特別活動等において、「正義感や公正さを重んじる心」「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連を図りながら自尊感情を高め、道徳的実践力を育成する。

② 生徒会など、生徒が主体的にいじめ根絶のために取り組む活動の充実を図る。

○失敗しても認め合い、励まし合う雰囲気がある。

○生徒たちが規範意識を持ち、規律ある学校生活を送っている。

○表情が明るく、にこやかで言葉づかいが適切である。

○明るくあいさつを交わす。

○生徒会活動や委員会、係活動に進んで取り組み、頑張ろうとする雰囲気がある。

○教室や学校が清潔で、整理整頓されている。

○規律ある楽しい給食の時間を過ごしている。

○地域住民や保護者等が気軽に来校し、学校の活動に参加・協力する。

(3) 教育相談体制

① スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、小中アシスト相談員、中学生生き生きサポート相談員、市町村教育委員会の相談機関等の活用について、生徒や家庭に周知するとともに、相談室の整備など、相談しやすい環境作り及び教育相談体制の確立を図る。

② 校長の指導の下、教職員が生徒との信頼関係づくりを行うとともに、定期的な教育相談等を実施する。

○定期的な相談期間

第1回：5月○日(○)～5月○日(○) 【4日の日程をとる】

第2回：11月○日(○)～11月○日(○) 【4日の日程をとる】

○Hyper-QU

結果の考察と対応策(学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など)を考え、職員研修で共通理解を図る。

○毎月の「いじめアンケート」

後に学級担任により教育相談を行い、生徒一人一人の理解に努める。

8 「早期発見」について

(1) いじめにかかる情報収集・実態の把握

①教師が豊かな感性で日頃から生徒理解、観察に努める。

②生徒との信頼関係を築くとともに、生徒への生活実態調査や教師間の情報交換、教育相談の充実などを通して、早期発見に努め、事実を隠ぺいすることなく迅速に対応する。

【いじめに関する情報収集及び実態把握の方法】

毎月のアンケート・個人面談・日常的な観察・生活点検表(生活日記)・心理テスト等

9 年間計画及び評価 (PDCA サイクル×2)

※PDCA サイクルをなぜ、2回実施するのか・・・

年度途中に生徒指導の取組を学校評価等(年間2回実施)を通して点検・見直しを図ることで、教職員個々の認識や対応のずれが修正され、共通理解による実践が進みます。しかし、現場において調査回数が多くなれば、その結果を基に取組を見直し協議する時間が確保できなくなります。通常通りの学校評価を長期休業前に行い、長期休業中に学年会議等でこれまでの取組を振り返るという年2回の実施が生徒指導の現実的な行動連携に繋がります。

月	学校の取組	児童生徒への個別支援
1月	<p>今年度「生徒指導年間サイクル」スタート</p> <p>★第1回目 PDCA</p> <p>CHECK・ACTION PLAN</p> <p>□次年度指導方針の決定と各種指導計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「不登校対応・支援リフレット」等の作成 ・「学校いじめ防止基本方針」更新 (HP への掲載) ・「生徒指導提要 (改訂版)」の内容確認 	<p>□アセスメントの確立 (ステップ)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①行動には必ず理由 (原因) があるとする ②その理由を個人と環境との関係の中で見出そうとする ③理由を見出すために情報を集め分析する ④理由を見出せたら、それに対する最善の対応策を考える ⑤その対応策を関係者で分担して実施する ⑥その実施した結果を振り返って、次の対応策を改善する <p>※①～③をアセスメント (見立て)、④⑤がプランニング、④～⑥は PDCA サイクルで対応し、関係機関と積極的に連携する</p> <p>□教育相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人票等を活用した個への支援
2月	<p>□各種調査等の客観的な分析、改善策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問行調査及び教育相談資料等の確認 ・成果や課題の把握、結果分析の共有 ・課題改善ポイントの共有 <p>□春休み前の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期欠席数、不登校数 (継続・新規) 及び問題行動等の校内や関係機関との情報共有 ・課題改善ポイントの共有 	
3月	<p>※児童生徒による組織的な自治的活動の展開に向けて</p> <p>□各種調査等の客観的な分析、改善策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問行調査及び教育相談資料等の確認 ・成果や課題の把握、結果分析の共有 ・課題改善ポイントの共有 <p>□春休み前の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期欠席数、不登校数 (継続・新規) 及び問題行動等の校内や関係機関との情報共有 ・課題改善ポイントの共有 	
春季休業	<p>□春休み期間中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導方針の関係職員との共有 (調整) ・小中連携、情報共有 	<p>□家庭訪問の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守り体制強化、情報交換等
4月	<p>□生徒指導方針 (及び学校いじめ防止基本方針) の全職員による確認と実践</p> <p>DO</p> <p>□学級経営リダーによる年度始めの支持的風土をつくる学級経営を中核とした取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校及び問題行動等の初期対応等の確認 ・学級のルールづくり (生徒指導方針、学習規律) ・学級活動と児童、生徒会活動を連動させ、自治的機能を高める 	<p>□前年度のいじめ未解消児童生徒と長期欠席児童生徒の把握と支援計画</p> <p>※4月～6月: 前年度、不登校を経験した児童生徒に対する初期対応。前年度、「不登校経験有り」の場合、7月迄に欠席日数が30日を超える児童生徒が50%を超えている</p>
5月	<p>□ゴールデンウィーク明けの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校及び問題行動等の確認 (情報共有・早期対応) ・自殺予防対策 	<p>□教育相談週間の実施 (1回目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人票等を活用した個への支援
6月	<p>■学校評価 (第1回目)</p> <p>CHECK・ACTION PLAN</p> <p>□夏休み前の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期欠席数、不登校数 (継続・新規) 及び問題行動等の情報共有 ・課題改善ポイントの共有 <p>□全国学力・学習状況調査結果公表 (児童生徒質問紙等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題改善ポイントの共有 	<p>□教育相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人票等を活用した個への支援
7月		

いじめ発見のためのチェックポイント

学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 遅刻、欠課、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
- 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。
- 表情がさえず、うつむき加減である。
- 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
- 机、イス、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
- 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
- 学用品の破損、ノートに落書きがある。
- 授業中、誤答に対しての皮肉や笑い声が繰り返されたり、正答に対して、冷やかしのどよめきがあったりする。
- その子を褒めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。
- その生徒の隣に誰も座りたがらない。
- 周囲の子がその子の机やイスに触ろうとしない。
- 黒板や机などにあだ名や「〇〇死ね」などの落書きをされる。
- 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろろうろしたりしている。
- 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
- 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする。
- 休み時間や放課後に一人でぼつんとしていることが多い。
- 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
- さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
- 理由のわからないケガが多く、その原因をたずねると、「自分で転んだ」などと言う。
- 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
- 「誰かこれやってくれないか」と言うと特定の生徒の名前が出てくる。
- 係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。
- 人権を無視したあだ名（「ばいきん」、「〇〇菌」）がつけられ、しつこく言われる。
- 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
- 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が現れる。

家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 「転校したい」「学校をやめたい」と言い出す。
- イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
- 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。
- お風呂に入りたがらなかったり、裸になるのを嫌がる。
- 学用品や所持品を紛失したり、隠されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、眠れなかったりする日が続く。
- 愁いに満ち、表情が暗くなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- 先生や友だちを批判する。
- 親に隠し立てをすることが多くなる。
- 家庭からの物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友だちが家に来なくなり、見かけないものがよく訪ねてくる。
- 言葉づかいが荒くなり、親や兄弟、祖父母らに反抗したり八つ当たりをする。
- 外に出たがらない。
- 学校の様子を聞いても言いたがらない。
- 電話に敏感になる。
- 友だちからの電話に丁寧な口調で応答する。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 親の学校への出入りを嫌う。
- 友だちのことを聞かれると怒りっぽくなる。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに関心を持つ。

地域からの情報

地域・自治会やPTAなどに対し、いじめの早期発見ポイントなどについて周知し、生徒の様子を報告してもらおう。

- 公園などで一人の子を何人かで囲んだり、小突いたりしている。
- スーパーやコンビニなどでジュースやお菓子をおごらせている。
- 登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている。
- 道ばたや公園などで、一人でぽつんとしている。
- 集団（遊び）の中で一人だけ様子がおかしい。